

森林環境基金 条例制定

6月

定例会
あらまし

6月定例会は、6月6日から26日までの会期で開かれ、12議員が一般質問を行った。

議案は、東浦町森林環境基金条例の制定、東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部改正、一般会計補正予算、町道路線の認定・廃止等7件で、それぞれ慎重に審議し、可決した。

森林環境基金条例 の制定

Q 制定について、国の森林環境譲与税の創設によるものだが、木材利用の促進や普及啓発等の文言を外した理由は。

A 森林整備の促進に関する施策の中に、その内容は含まれると判断した。

Q 基金の活用内容は。

A 基金の継続による整備内容は未定だが、今年度は小学校の下駄箱への木材使用を考えている。

Q 国からの譲与額は。

A 令和元年から3年間は毎年度190万円余、4～6年は290万円余、7～10年は420万円余、11～14年は540万円余、15年以降は670万円余の予定。

Q 基金の運用は。

A 基本的には、安全かつ最も確実な方法として、定期預金とする。

Q 東浦自然環境学習の森の保全や施設の整備は対象か。

A 散策路の整備や竹林の伐採等も施策の中の一つと考えている。

Q 譲与税の基準の一部

となる本町の私有林人工林面積と林業就業者数は。

A 私有林人工林面積は27ha、林業就業者数は2人。

Q 県の「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」との違いは何か。

A 譲与税の創設により、県で見直され、譲与税を使う指導がされた。あいち森と緑づくり事業とは類似部分もあり、どちらを活用するかは町に委ねられていると解釈する。



▶本町の森林

Q 条例新設の背景は。

A 譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等の財源確保を目的に創設。さらなる森林利用が期待される。

Q 緑化基金の改正は。

A 財源が異なるため、本基金を改めて設立する。

一般会計補正予算

Q 地方創生推進交付金の内容は。

A 医福工連携マッチング業務委託、バスロケーションシステム変更設計委託、時刻表印刷製本、子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託、都市計画道路養父森岡線調査予備設計業務委託、東浦駅周辺整備事業化検討調査業務委託、於大公園プレイパーク運営管理業務委託に充当。

Q 移住支援事業の内容は。

A 東京圏一極集中の是正と地域の中小企業の人手不足の解消を目指して全国的に行われる施策。

Q 防災費の備品購入費の内容は。

A 携行用浄水器6台を購入し、森岡、緒川、緒川新田、石浜中、生路、藤江の6カ所の自主防災会に配備する。

Q 未配備の自主防災会には、いつ頃配備する計画か。

A 検討中である。



▶携行用浄水器